

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は、入札説明書を兼ねる。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 黒田 忠広

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

熊本県立大学教育用視聴覚機器等賃貸借（語学教育用機器）

(2) 調達内容

熊本県立大学教育用視聴覚機器等賃貸借（語学教育用機器）に係る調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）のとおりに。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 12 年（2030 年）9 月 30 日（月）まで

(4) 賃貸借期間

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）から令和 12 年（2030 年）9 月 30 日（月）まで

(5) 納入期限

令和 7 年（2025 年）9 月 19 日（金）

(6) 納入場所

熊本県立大学が指定する場所

(7) 入札方法

ア この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

イ この入札は、郵送入札又は 4（1）に記載の場所に持参により行い、開札の際には入札参加者（または代理人）の立ち会いは行わないこととする。

(8) 入札金額

入札金額は、1 月当たりの賃貸借料（契約締結日から令和 12 年（2030 年）9 月 30 日までの間に発生する、調達仕様書に定める業務実施に要する一切の費用を含める。）とする。見積もりに当たっては、60 月賃貸借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 最低制限価格

この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 入札保証金

免除する。

(11) その他

入札説明書及び調達仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）第2条の規定により業種「リース・レンタル」、詳細業種「OA機器類」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を令和7年（2025年）6月4日（水）午後5時までに熊本県立大学国際教育交流センターに提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領（平成19年11月14日制定）による取引停止等の期間中でないこと。
- (6) 調達仕様書の内容を満たしていること。

3 一般競争入札参加申込及び参加資格確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書（様式3）」

イ 機能等証明及び添付書類（別添「機能等証明について」を参照のこと。）

(2) 提出期間

公告日から令和7年（2025年）6月4日（水）（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までの日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所及び提出方法

4(2)に記載の場所へ郵送（提出期間内必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書（様式4）」により通知する。

4 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

(1) 入札事務

熊本県立大学事務局総務課財務班

郵便番号 862-8502

住 所 熊本市東区月出 3 丁目 1 番 100 号

電話番号 096-321-6607

E-mail zaimu@pu-kumamoto.ac.jp

(2) 契約事務

熊本県立大学国際教育交流センター

郵便番号 862-8502

住 所 熊本市東区月出 3 丁目 1 番 100 号

電話番号 096-234-6867

E-mail ciece@pu-kumamoto.ac.jp

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する課等の名称

4 (1)に記載のとおり。

(2) 調達仕様書の配布

ア 配布方法

3 (2)に記載の日までに、「調達仕様書一式受領書兼誓約書（様式 1）」を提出した者にのみ配布する。

イ 配布場所

4 (2)に記載のとおり。

ウ その他

(7) 4 (2)に記載のメールアドレスあてに、標題を「【調達仕様書受領希望】熊本県立大学教育用視聴覚機器等賃貸借（語学教育用機器）について」とし、事前に電子メールで連絡すること。なお、電子メール本文には、会社名、住所、電話番号、担当者の職・氏名、メールアドレス等を記載すること。

(4) 調達仕様書の複製は認めない。

(3) 入札説明書、調達仕様書等に対する質問

ア 受付期限

令和 7 年（2025 年）6 月 4 日（水）午後 5 時まで

イ 提出方法

「質問書（様式 2）」により 4 (2)に記載のメールアドレスあてに、標題を「【質問】熊本県立大学教育用視聴覚機器等賃貸借（語学教育用機器）について」とし、電子メールで提出すること。

なお、軽微な質問を除き、上記方法以外での質問は、一切受け付けない。

ウ その他

(7) 回答した事項は、調達仕様書等に対する追加又は修正とみなす。

(4) 受理した質問及び回答は、電子メール（「調達仕様書一式受領書兼誓約書（様式 1）」に記載のメールアドレスあてに送信）にて有効な参加者全員に周知する。

(4) 開札の日時

令和7年（2025年）6月16日（月）午前9時

(5) 入札書の提出方法

ア 「入札書（様式5）」を4(1)に記載の場所に令和7年（2025年）6月13日（金）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。

なお、郵送の際は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて「委任状（様式6）」を提出しなければならない。

ウ 入札書に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額についての訂正は認めない。

(6) 入札の回数及び再入札

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちにその場で再入札を行う。

(7) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない、又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要するものとする。

(2) 契約の締結期限

落札決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日とする。

7 契約保証金

(1) 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に賃貸借月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金の納付又は契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のこと。

ア 納付又は提出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日とする。

イ 納付又は提出場所

4（1）に記載のとおり

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札に参加する者は、入札説明書その他関係規程を承知のうえ、入札すること。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他本学の

情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 本入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札に参加する者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。